

令和5年12月8日14時00分  
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

沢井建設株式会社

期間: 令和5年12月8日から令和6年1月7日まで(1ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

沢井建設株式会社が建設業許可部局より指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 いそかわ 磯川 けんいち 健一 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 たくわ 宅和 ゆうじ 祐治 (内線 6310)

経理調達課長補佐 のぐち 野口 みちひさ 道久 (内線 6313)

令和5年12月8日  
近畿地方整備局

## 沢井建設株式会社に対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

沢井建設株式会社は、宇治田原営業所の専任技術者が常勤せず、建設業法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなったにもかかわらず、2週間以内に必要な届出を行わなかった。このことが、建設業法第11条第5項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、令和5年11月6日に京都府から指示処分を受けた。

### 2. 指名停止措置理由

沢井建設株式会社が建設業許可部局より指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：沢井建設株式会社

京都府木津川市加茂町高田柿ノ内108-2

代表取締役 澤井 清二

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年12月8日から令和6年1月7日まで(1ヵ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)